

平成28年度 新居浜市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ857,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,407,739千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年12月6日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 使用料及び手数料		897,454	1,000	898,454
	1. 使用料	656,799	1,000	657,799
14. 国庫支出金		7,585,499	282,755	7,868,254
	2. 国庫補助金	1,886,770	282,755	2,169,525
15. 県支出金		3,222,539	25,859	3,248,398
	2. 県補助金	804,185	25,282	829,467
	3. 委託金	333,511	577	334,088
17. 寄附金		31,980	385,000	416,980
	1. 寄附金	31,980	385,000	416,980
18. 繰入金		2,028,295	49,404	2,077,699
	1. 基金繰入金	2,028,295	49,404	2,077,699
21. 市債		4,328,000	113,400	4,441,400
	1. 市債	4,328,000	113,400	4,441,400
歳入合計		48,550,321	857,418	49,407,739

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出		千 円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,130,231	302,519	4,432,750
	1. 総務管理費	3,219,432	301,942	3,521,374
	5. 統計調査費	9,320	577	9,897
3. 民生費		19,498,435	428,172	19,926,607
	1. 社会福祉費	9,294,816	428,172	9,722,988
4. 衛生費		6,271,839	△3,359	6,268,480
	3. 下水道費	2,126,366	△3,359	2,123,007
6. 農林水産業費		631,482	35,365	666,847
	1. 農業費	447,045	35,365	482,410
7. 商工費		1,578,431	137,733	1,716,164
	1. 商工費	1,578,431	137,733	1,716,164
8. 土木費		4,136,858	△51,540	4,085,318
	1. 土木管理費	369,935	4,000	373,935
	2. 道路橋りょう費	1,497,042	△20,900	1,476,142
	4. 港湾費	205,392	18,460	223,852
	5. 都市計画費	881,715	△53,100	828,615
10. 教育費		4,672,161	8,528	4,680,689
	2. 小学校費	983,370	3,161	986,531

歳入歳出予算補正

(歳出)

千円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金事業費	416,700
6 農林水産業費	1 農業費	地籍調査事業費（別子山地区）	27,383
		地籍調査事業費	15,274
		土地改良施設耐震対策事業費	1,100
8 土木費	1 土木管理費	空き家対策事業費	4,000
	2 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	14,026
		種子川筋線改良事業	38,000
		角野船木線改良事業	50,000
	4 港湾費	港湾施設耐震化事業	20,000
	5 都市計画費	上部東西線改良事業（街路）	123,500
10 教育費	2 小学校費	小学校施設環境整備事業	62,316

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
新 居 浜 市 斎 場 指 定 管 理 料	平成29年度から平成33年度まで	310,553

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 建 設 事 業	千円 26,900	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 54,500	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社 会 資 本 整 備 事 業	433,300				507,000			
学校教育施設等整備事業	233,100				245,200			
計	4,328,000	—	—	—	4,441,400	—	—	—